定款

株式会社ヌーラボ

第1章　総則

（商号）

第1条　当会社は、株式会社ヌーラボと称する。英文では、Nulab Inc.と表示する。

（目的）

第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) コンピュータ制御によるシステム開発及び販売
(2) コンピュータ制御によるシステム開発に関する人材育成の為の教育事業
(3) コンピュータシステム開発及びコンサルタント業
(4) 書籍、雑誌等の企画、編集、出版及びその著作権の管理
(5) 翻訳業
(6) 情報処理サービス業
(7) 各種業務の代行及びアウトソーシング業務の受託
(8) 業務関連情報その他各種情報の収集、分析、処理及び提供
(9) インターネットを利用した各種情報提供サービス及びマッチングプラットフォームの企画、開発、運営
(10) 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第3条　当会社は、本店を福岡市に置く。

（機関）

第4条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会
(4) 会計監査人

（公告方法）

第5条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章　株式

（発行可能株式総数）

第6条　当会社の発行可能株式総数は、23,760,388株とする。

（単元株式数）

第7条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第8条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第9条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

（株式取扱規程）

第10条　当会社の株式に関する取扱は、法令またはこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（自己株式の取得）

第11条　当会社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第3章　株主総会

（招集）

第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（招集権者及び議長）

第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2　代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第309条第2項の定めによるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2　株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第18条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章　取締役及び取締役会

（員数）

第19条　当会社の取締役は、9名以内とする。

（選任方法）

第20条　当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2　取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第21条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役1名を選定する。

2　取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集通知）

第23条　取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、さらにこの期間を短縮することができる。

2　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2　代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の決議方法）

第25条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第26条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第27条　取締役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第29条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章　監査役及び監査役会

（員数）

第30条　当会社の監査役は、5名以内とする。

（選任方法）

第31条　当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第32条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第33条　監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第34条　監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、さらにこの期間を短縮することができる。

2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第35条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第36条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（監査役会規則）

第37条　監査役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

（監査役の報酬等）

第38条　監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第39条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章　会計監査人

（選任方法）

第40条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第41条　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章　計算

（事業年度）

第42条　当会社の事業年度は、毎年4月１日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第43条　当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第44条　当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第45条　配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。